

意見等を提出した人数
67人

基準案等	件数
1 鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案について	89
2 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について	50
3 鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	17
4 鹿児島市放課後児童育成健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について	91
5 その他	6
合 計	253

1 鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案について

番号	項目	市民からの意見等の概要	件数
1	家庭的保育事業者等の一般原則	居宅訪問型保育事業や家庭的保育事業における居宅での保育について、密室性の点から、保育の質が低下しないか心配。	1
2		設備や、衛生面などの心配がある。行政は、定期的に事業所の設備や運営面を現場確認するなどした方がいい。	2
4	保育所等との連携	3才になった時の連携施設との接続は、これまでの保育内容や教育理念、方針が異なるのに、スムーズに接続できるのか不安がある。	1
5		地域の幼稚園、認定こども園、保育園と研修や情報交換などで連携をとることは賛成。しかし、連携施設での代替保育の提供はどの様に行うことになるか？（例えばアレルギーのある子どもを預ける場合など）	1
6		連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を行政で決めてもらえないのか？	1
7	家庭的保育事業者等と非常災害	非常災害対策を独自に加えることは良いと思う。	1
8		事業所側の努力はもちろんのことだが、消防署等と連携してチェック体制を整える等、市と事業者間で相互に講じたら良いと思う。	1
9		家庭的保育事業等の非常災害対策については、地域住民の協力が得られるようにするために町内会等の地域との関係づくりが大切だと思う。	1
10		本市独自基準として設ける理由は何か？	1
11	虐待等の禁止	基準案だけではなく、監視システムの設置を義務付けるくらいのことが必要ではないか。	1
12		利用乳幼児に対する有害な影響を与える行為の範囲は？	1
13	衛生管理等	衛生管理等について、事業所側の努力に加えて、水道局や保健所も積極的ににかかわり、定期検査を行うなど連携するとよいと思う。	1
14	食事、食事の提供の特例、食事の提供の経過措置、職員	小規模保育事業及び家庭的保育事業の認可にあたっては、給食自園調理を必須とし、調理員を配置して欲しい。	3
17		保育における食事の提供は重要な要素であるので、経過措置期間の対応が気になる。	1
18		食事の提供について、アナフィラキシーが起きたときの対処や食材についての決め事は無くても大丈夫か。	1
19		食事の提供体制を確保することは職員配置基準の点から可能なのか。	1
20		食事の搬入施設には、弁当の仕出業者等でも良いか？また、食事を搬入する場合でも調理室が必要か？	1
21		歯の健康状態により、虐待ネグレクトや子どもの貧困が早期に発見しやすくなることから、年2回の歯科検診を基準に入れるべきである。	2
23	家庭的保育事業に従事する者は、健康診断や検便もなしに、保育をしてほしくない。	1	
24	家庭的保育事業所等内部の規定	家庭的保育事業所等の開所時間は画一的にせず、利用者のニーズに沿った時間で提供できたらよいと思う。	1

25	職員(資格)	家庭的保育事業及び小規模保育事業に従事する保育士は、保育士資格者にして欲しい。	3
28		保育に従事する者は、保育士、保健師・看護師(それらと同等の資格)に限定するべきである。	1
29		小規模保育事業のB型、C型は研修修了者で保育するとあるが、無資格の多い保育施設では死亡事故が多い。有資格者で保育をすべきである。	2
31		保育者は保育士以外に特例として実習訓練を経験した者を認める形が良いのではないかと。特に家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業は有資格者という条件は大切だと思う。	1
32		保育士の資格保持者であっても、取得したばかりの者やブランクのある者もいるので、例えば実地経験が5年以上などの基準とするべきである。	1
33		家庭的保育者はどの程度の研修を積まれた者か？	2
35		保育所型事業所内保育事業所に従事する保育士は全員、保育士の資格がないといけないのか？	1
36	職員(配置基準)	特に、0歳児の配置基準案では、突発的な怪我や病気等の発生に伴うと大変ではないか。また、事業所の責任者も配置数に加えてよいのか。	2
38		家庭的保育者が「保育士と同等以上」とあいまいな表現となっている。障がいがある子の保育には看護師や保健師の配置を具体的に示してほしい。	1
39		発達障害のある子どもの受け入れはどのようにするのか？発達障害に詳しい専門職員のいる施設を増やしてほしい。	1
40		居宅訪問型保育事業においても急な預り保育等に対応できるように、保育補助者を配置して欲しい。	1
41		保育室を2階や3階以上に作る場合は、事故等に備えて避難計画、避難訓練は必要不可欠。同時に避難誘導のための人員配置を条件に加えることも必要だと思う。	1
42		職員の配置数における「おおむね」の意味するところは何か？	1
43		嘱託医とはどのような意味か？	1
44		「3歳以上児の受け入れについては、児童福祉法に定める場合に限る。」とあるが、どのようなことか？	1
45	職員(その他)	少人数の保育の場合、相談対応も難しいのではないかと。行政で保育内容も含めて定期的に巡回できないか？	1
46		実際に死亡事件が起きていることから、保育者の身元を証明するなどしてもらいたい。また、保育者の苦情相談の対応等による心身のケアやフォローも行ったらいののかなと思う。	1
47		従事する職員の免許・資格の保有状況を利用申込者に公表すること。	1
48	設備基準(園庭)	安全であれば、部屋の広さなど全く関係ない。近くの公園をルールを守って利用の方が子どものためになる。	1
49		幼稚園基準のように近くの公園等がある場合にも認めてはどうか。	3
52	設備の基準(保育室の設置階)	保育室等を2階以上に設ける場合又は3階以上に設ける場合において、設備基準を分ける必要はあるか。どの条件も必須のように思う。	2
54		保育室を2階や3階以上に設置するのは、万一の時小さな子供たちを安全に避難させるのはむずかしいと思うので、平地の保育室のみ許可してほしい。	1
55		転落事故を防止する設備とは入口の二重とびらのことか？	1
56		乳児室とほふく室は、別々に必要か？	1
57	保育時間	保育時間は、なるべく8時間を超えないように、保護者に説明し、理解を求めらるべきである。	1
58		保育時間については、フルタイムで働く場合、通勤時間なども考えると8時間の枠内でおさまるのかなと思う。	1
59		保育時間は各保育所によって異なる時間でも良いのか？。保育時間は市からの指示が必要ではないか？	1
60		保育時間は1日につき8時間を原則とあるが、開所時間は(開園から閉園まで)各事業所で違うのか？	1
61	保育の内容	市の指導や保育指針に準じた保育内容を提供するようになっているが、保育計画や記録、日誌等は認可保育所と同じなのか？	1
62	居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業は重度の障がいがある子どもがメインで利用するだろうが、親として、健常児との関わりをいずればもたせたいと期待を持ち生活しているのではないかとと思うので、連携施設に幼稚園、保育所、認定こども園も含めてはどうかと思う。	1
63		居宅訪問型保育連携施設の中に連携する障害児入所施設やその他の市の指定する施設における保育(療育)の機会を定期的に設けるよう努めることを加えるべきである。	1
64		療育の提供にあたって、連携施設の確保は困難ではないか。保育所等での職員の増員や、少人数制の療育を提供する施設の設置に力を入れてほしい。	1

65	基準案に関するその他意見	基準案で良い。	3
68		よく分からない。	1
69		「離島その他の地域」とあるが、「離島」という文言は鹿児島市の条例文として不要ではないか？	1
70		障がいの「がい」が「害」となっている。もう少し親の立場になって考えてほしい。	1
71		居宅訪問型は別として小規模保育、家庭的保育共に様々な基準は保育所、認定こども園と変わらないように思う。	1
72		従来の認可保育所はそのまま残るのに0～2歳、3歳以上と、事業を4つの型になぜ分けるのか理解に苦しむ。	1
73		原則0～2歳を対象とすると、例えば兄弟の年齢によって事業所と保育所に分かれて入所することになるので、年齢制限を除いて欲しい。	1
74		保育の質の観点から、全体を通してこれだけの基準を満たす事業所がどの程度あるのか疑問。	1
75		家庭的保育事業等が新たに設けられると保護者の選択肢が増えてよいと思う。	3
78		家庭的保育事業等については、保育の質に欠けないか、安定した運営ができるのか、という不安もでてくるのではないか。	1
79	基準案以外のその他意見	家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児の保育について、常に考えるべきである。	1
80		利用している認可外保育所では、子どもの状況等に応じた細かな保育の提供があった。	1
81		家庭的保育事業等が新たに設けられることになっているが、事業の利益などが先行してしっかりと子供の安全面やその他の部分が行き届いているかが心配である。	1
82		子どもに対する言葉や接し方で子供を傷つけている事に気が付いていない保育者を見ることがあります。	1
83		子どもが平等に保育を保障されるには、認可の保育所が適切だと思う。認定こども園への意図的な移行促進はやめてほしい。また、親や子どもたちも安心できる認可外もたくさんあると思う。待機児童0作戦を性急におし進める国のやり方に違和感もある。	1
84		利用している認可外保育所では、0才～6才の子全員が同じスペースで過ごすからこそ得られるもの、園庭がないからこそ交通ルールを学んだり、近隣の地理を分かるようになることなど、学ぶことがある。利用者によって、求める保育が違うので、どの形をもって良いというのか。それに従わなければ排除されるのであれば憤りを感じる。	1
85		利用料金も気になります。パートだと保育料が月給より同じか少し増減があると聞く。子どもが小さい時の保育料を下げれば女性ももっと働きやすくなるのではないかと思う。	1
86		子ども達の為には保育の質を落とす事なく手厚い保障が必要。補助金については一律に線引きするのではなく、各保育現場に応じた柔軟な補助のあり方を望む。	1
87		様々な事業を一斉に認可するとすると、将来においては待機児童が減るどころか、むしろ児童の奪い合い、定員割れを引き起こすことに繋がってしまわないか懸念している。	1
88		家庭的保育事業等において、一時預かり(一日預り、時間預り)はできるのか？	1
89		3歳までは入所は自由に選べる、ということでしょうか？	1

2 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案について

番号	項目	市民からの意見等の概要	件数
1	利用定員、定員の遵守	止むを得ない事情によって利用定員を超過する場合であっても、面積基準や職員の配置基準の範囲内とするべきである。	2
3		市によるあっせんによって、特定の年齢の利用定員が超過する場合に、その他の年齢の利用定員が減らされることはないようにして欲しい。	1
4		事業所内保育所において、年度途中からの入所は可能か。また、地域の子供の入所については、市があっせんする子どもだけになるか？	1
5		新たな幼保連携型認定こども園では3号認定こどもの受け入れが義務づけられるのか？	1
6		内容及び手続きの説明及び同意、情報の提供等	利用申込者に対し、職員の配置状況や資格保有数に加え保育従事者の経験や勤続年数、またその他施設の財務状況等も公表するべきである。
9	正当な理由のない提供拒否の禁止等	保護者との日常的なトラブルや滞納などを「正当な理由」にせず、安易な提供拒否が行われないようにすること。また、「申し込みを受けた順序」は保護者にとって負担であり、「施設の理念」は特定の保護者を優先的に利用させることにもなり兼ねないことから、選考方法として極力採用しないべきである。	2
11		選考方法にはどのような基準があるか？	1
12		利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について、正当な理由とはどういった事例があるのか？	1
14	あっせん、調整及び要請に対する協力	特別な理由もなく施設が市の「あっせん」「調整」「要請」に協力しない場合には、市の実施責任を発揮できるようにすること。また、そのためにも「できる限り」という表現は盛り込まないこと。	2
15		市からのあっせん及び要請に対しては、協力したくても保育士の数を増やしてもらえないとできないと思う。	1
16	利用者負担額等の受領	上乗せ徴収や実費徴収の額にも制限を設けるなどして、低所得者が選択できるように配慮すること。そのためにも、施設等において提供される便宜に要する費用のうち、保護者の負担が適当と認められるものは、基本的に盛り込まず、もし盛り込む場合はその費用の項目を制限すること。	1
17		施設型給付、地域型給付とは何か。また、事業所の開所にあたって初期投資に対する補助はあるか？	1
18	施設・事業の評価	第三者による適切な評価とするなど実践的なものにして欲しい。	2
20		外部評価を行う者とはだれのことか？	1
21	非常災害対策	避難場所の周知などを保護者にできるような保護者との連携も必要。また、居宅訪問型保育事業についても避難計画等を除く必要はない。	1
22		訓練として消防局や消防団と連携し、施設等の月1回の巡回点検も兼ねる形で実施できれば、より安全性が高まると思う。	1
23		家庭的保育事業等の非常災害対策については、地域住民の協力が得られるようにするために町内会等の地域との関係づくりが大切だと思う。	1
24		良いことと思う。	1
25	勤務体制の確保等	保育従事者の子どもに対する接し方や言葉かけなど、資質の向上を求める。	1
26		食育について知識を持つ方が従事してほしい。	1
27	会計の区分	施設会計以外への流用を禁止すること。	1
28	特定教育・保育施設等との連携協力(及び経過措置)	家庭的保育事業等が教育・保育施設と連携することは、保護者としても安心。	1
29		経過措置期間の5年間は連携施設を確保しないことが出来ると思うが、その間であっても例えば事故発生時等においては連携体制があることが望ましい。経過措置期間の短縮はどうか。	1
32	基準案に関するその他意見	現状の概案で良いと思う。	3
33		よく分からなかった。	1

34	基準案以外のその他意見	新たな幼保連携型認定こども園の利用申込みについては、市を通さずに、保護者から直接、園に申請することは可能か？	1
35		幼保連携型認定こども園は保護者が直接、園に利用申請すると聞いているが、これまでのように鹿児島市保育課を通さないと、いったい誰が責任を負うのか？すべて親の責任となると益々子育ては厳しくなります。鹿児島市が目を行き届かせるべきではないか？	1
36		子どもの認定区分によらず、すべての子どもがどの施設でも自由に入園できる環境を整えて欲しい。	1
37		今までは保護者の労働時間によって、認可保育所への入所の可否があったが、今後はどうなるか？	1
38		確認にあたっては、施設の耐震基準など安全性を配慮して欲しい。	2
40		職員処遇(社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む)と職場環境の改善に努め、労働法制を遵守させ、指導監督の対象とすること。	1
41		保護者として子どもをどこにお願いするかは迷うところだと思う。そんな時、一本化された窓口があれば的確な助言、手続きができて良いと思います。	1
42		生活保護世帯は無料、一人親世帯で住民税非課税世帯も原則無料とすべきである。	1
43		費用等については消費税が上がったため、見直してほしい。費用が上がると働いている意味がなくなる。	1
44		利用料について当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないとあるが、考慮するのであれば市や県がもっと保育所などに補助金を出してもらえたらいいと思う。	1
45		利用者負担額について、現状とどの程度金額に差が出てくるのかが気になる。	1
46		教育・保育の質を確保するための確認制度は、とても良いことだと思う。また、市の確認を受けた施設や事業所だけが給付対象となること、教育・保育の情報公表や業務管理体制の整備をした上で、教育・保育の提供を開始する点も素晴らしい。	1
47		事業者が運営に関する基準に合っていれば許可されるのか。認可外保育所は今後どうなるか？家庭の保育事業等の利用定員も20人以上でお願いしたい。	1
48		教育・保育の質を確保するために・・・とあるが、認可外施設であっても、その施設の教育方針に惹かれて利用している保護者もいることを知って欲しい。	1
49		利用料金の点から、認可外保育所より認可保育所の設置を増やして欲しい。行政はもっと子育て支援に力を入れるべきだと思う。	1
50		利用している認可外保育所では、子どもの状況等に応じた細かな保育の提供があった。	1

3 鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

番号	項目	市民からの意見等の概要	件数
1	児童福祉施設内部の規程	運営に関する規定はそもそも本来定めるべきであると思う。	1
2	設備の基準	改正案では屋内階段だけでも良いこととなるが、やはり火災の際は危険と思われるので、イは改正しない方がよいと思う。改正がどうしても必要な「施設又は設備が2以上設けられていること。」とすべき。	1
3		保育所の設備の基準においても、非難上の点から基準案で問題ないと思う。	1
4	業務の質の評価	業務の質の評価と外部の者による評価を義務付けし、評価の回数や公表方法を明らかにして欲しい。	2
6		業務の質の評価について、しかるべきものだと考える。	1
7		職員になる方の質の向上	1
8	改正案に関するその他意見	良いと思う。	5
13		よく分かりません。	2
15		条文の内容が詳しく書かれていないので、検討しようがない。法第24条第5項若しくは第6項の規定とあっても内容がわからない。意見を求めるのであれば、そこまでしっかりと配慮した資料作りをお願いしたい。他の項目に関しても同じ。	1
16	改正案以外のその他意見	食事について、食べさせ方やしつけ部分も大切ですが、材料や調理方法もしっかりと考えてほしい。	1
17		現在の認可外施設が設備をそろえられなければ閉園に追い込まれるのであれば、やり方が違うと思う。	1

4 鹿児島市放課後児童育成健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について

番号	項目	市民からの意見等の概要	件数
1	従事する者	保育士・教諭免許を有する者を基準にすると人材がいいため、研修を受講した者に変更してほしい。	1
2		職員資格は子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してほしい。	1
3		従事する者は、各地域の年配の方たちが、何日か研修を受ければ大丈夫なようにしてもいいと思う。	2
5		従事する者としては、現在従事されている方々を救済していただくうえでも、32年3月31日までの措置としては、妥当だと思います。	1
6		児童クラブの指導員に資格制度を設けることは賛成である。	1
7		職員配置は子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してほしい。	1
8		職員は2人以上配置すること(うち1人は有資格者とする)は、人材がいいため、この文言はいれないでほしい。	1
9		放課後児童支援員の呼称は、今の指導員の方が親しみがある。	1
10		保育士、社会福祉士、教諭となる資格を有する者であっても、ある程度経験年数があるものと限定したほうが良いのではないだろうか。異年齢の子供と一緒に過ごすのであるから、トラブルの発生やいじめなどの問題も多数出てくると考えられる。(実際、児童クラブでのいじめなども聞いたことがある。)学校という環境と少し離れることから、児童の心理面にも影響があると感じるし、初めて利用する児童にとっては、不安なども抱えていると思う。その面に細かく配慮できる者を選定するべきと思う。	1
11		従事する者は全員を有資格者にすべきと考える。	1
12		現状として、クラブによっては指導員の人材確保が困難な施設もあり、あまりハードルを高くすると人材確保に苦勞するのではないだろうか。	1
13		受け入れ学年が高学年化する傾向にあり、現在の指導員は女性や年配の方が多く、体力面で苦勞する事態が生じており、もっと若い人も従事できるように待遇面の改善も必要だと思う。	1
14		経過措置があるが、平成32年3月末までとなっており、その後全面的に法に基づいて進展すると思うので、それまでに年次ごとに具体的に推進してほしい。	1
15		放課後児童健全育成事業における職員の処遇(社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均等処遇)改善に努める。	1
16		従事するものが全員有資格者となるよう努めさせること。	1
17		研修は人数制限する事なく、有資格者としてプロの意識を持つため全員が受けられる体制をつくって欲しい。	1
18		有資格者となる人はすでに福祉施設教諭等に従事している。また、給与面でも有資格者となる児童クラブ指導員はいないと思う。	1
19		支援員と補助員の身分に差が生ずることは差別することにならないか心配だ。	1
20		「経過措置」の内容がよくわからない。	1
21		「従事する者『経過措置』」とは、「従事する者」の資格から外れる従事者への措置のことでしょうか？	1
22		事業者の一般原則	1～6年生まで児童を預かるとなると危機管理の面での処置が特に必要だと思う。
23	児童が楽しく安心して過ごすことと、安全面に配慮した施設の管理に努めてほしい		1
24	「自ら評価、結果を公表」、「非常災害に必要な設備・・・具体的計画」、「訓練・・・定期的に」とあるが、具体的にどの程度のことを要求するのか、骨抜きにならないようにしてほしい。		1
25	新制度に伴う対象児童を運営していくうえで、委託契約による任意団体組織で、省令に定める業務を行える十分な体制といえるのか、責任度合が違ってくるので心配である。		1
26	児童一人当たりの面積も必要であるが、ランドセルやバッグ等を置く棚の確保もしっかりしてほしい。		1
27	自ら評価を行い、結果を公表するよう努めるとあるが、運営のどのような点を評価するのか知りたい。		1
28	避難及び消火に対する訓練は、定期的に行われなければならないとあるが、開所日数からして、特定教育・保育施設等と同様に、少なくとも毎月1回は行うと定める必要があるのではないだろうか。		1
29	放課後児童健全育成事業における職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表するようにさせること。		1
30	犬迫児童クラブは、雨天時、玄関ポーチが濡れになり、送迎の際、児童も保護者も大変不便に感じている。また、敷地横の川にあるフェンスも、見かねた地域住民の方が修繕したようで、もっと子供達が安心して過ごせる設備にしていきたい。		1
31	現在、2階に空室があり、そこを施設にはどうかと考えていますが、やはり、2方向避難の階段が2つ必要なのか。1つは階段で1つは避難はしごでも良いのか教えてほしい。		1

32	職員の一般的要件	「職員の一般的要件」に、「職員に対しては、児童の健全育成等に必要な知識及び技能の修得に応じて適正な処遇の改善に努めなければならない。」という基準を追加する。	1
33		利用者が安心してまた継続して育児と労働が両立できるよう、その労働条件(勤務時間、休暇制度、賃金等)の改善を関係機関に働きかけること。	1
34		フルタイムで働く親が預けて安心、子どもたちも行くのが楽しいと思える児童クラブがあるならそこをモデルに、働いておられるスタッフ(先生)の皆さんへの研修を充実させて欲しいと思います。	1
35	施設・整備	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関しては、「おおむね1.65㎡」は原則維持するとともに、対象年齢が拡大することからも、子どもの成長を考慮しつつ改善に努めるようにさせること。	1
36		研修機会の確保に努めさせること。	1
37		面積基準は子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してほしい。	1
38		「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、この項目に、運動場(園庭)についての項目がないので、「事業者は放課後児童健全育成事業所に隣接して利用児童が利用時間中に活動できる屋外の運動場・公園・広場・園庭などを設けるものとする。その広さは利用児童一人当たり3.3㎡以上とする。」と加えるべきだと考える。	1
39		1クラブあたり児童40名、一人当たりの面積が1.65㎡となった場合、施設、設備や敷地など早急に対応する必要がある。	1
40		高学年の女子生徒もいるため、着替える際の眼隠しとしてカーテンなどの必要性も感じる。	3
43		4~6年生に充実して過ごしてもらうためには、小学生高学年に対する接し方なども積極的に学ぶ機会を取り入れてもらいたい。	1
44		現在、50名を超える児童が利用しているようだが、施設の広さと児童の人数を考えると、送迎の度に圧迫感を感じる。(基準は満たしていると思うが。)特に夏の暑さもあり、見ていて息苦しさを覚える。日によって、利用人数に差はあると思うが、施設の老朽化も見直していただきたい。しかし、このような施設があるおかげで安心して働く事ができることに、日々感謝している。	1
45		職場環境の改善に努める。	1
46		子どもは遊ぶのが仕事で、遊びの中で学ぶこともあるので、それなりに必要な数の遊び道具をそろえた方が良いと思う。	1
47		学校の空き教室利用等、施設や設備の充実をお願いしたい。	1
48		児童クラブによっては、設備(屋根・雨どい)が不十分な施設がある。市のサポート等で不便な点を把握して早急に対応してもらいたい。	1
49		児童クラブによっては広さ、衛生面、空調設備など設備の点で差が生じているようなので、今後はその差をなくすようにしてほしい。	1
50	児童の集団の規模	児童数40人以下や一人当たり1.65平方メートル基準となると、現状では既に無理が生じている為、基準どおり早急の改善が必要と思います。	1
51	開所日数	開所日数(250日以上)、開所時間(休業日:8時間以上、休業日以外:3時間以上)に上限はないのか。	1
52		「小学校の授業の休業日については一日8時間以上」とありますが、休業日とは、祝祭日、土日、夏休み、冬休み、春休みにあたるのか。	1
53		台風などにより、学校が休みになっても、台風の規模や動きによっては、親は会社に通常通り出勤するため、その時々に応じて児童クラブを開所してもらいたい。	1
54	開所時間	閉所時刻を、せめて19時までにしてほしい。フルタイムで働いていると、6時には間に合わない。	3
57	その他の基準	高学年も入所してくるため、事故や事件(いじめ対策など)などが起きた場合の責任の確立。	1
58		ベネッセ・コーポレーションの個人情報流出が大きな社会問題となっているが、特に子どもの情報は親の情報も含まれるため、名簿業者が欲している。「地方公務員法」に準じ、『職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。』を追記し、退職者の情報流出に足かせをかける必要があるのではないだろうか。	1
59		児童クラブと市やその他との違いを予防するため、児童クラブとして行動した対処記録も日誌等で残しておいてはどうだろうか。	1
60		けがをした際の為に、最低限の医薬品等をそろえる必要があると思う。	1
61		「そのほかの基準」の4行目に「職員の職種、員数及び職務の内容並びに処遇改善」を追加する。	1
62		苦情処理に当たる窓口職員を別に置くことになるのか不明。	1
63		低学年から高学年までの受け入れとなると、体格も違い、同じ部屋で過ごす際、怪我などしないか心配している。	1
64		「苦情を受け付けるための窓口設置について」とあるが、どのようなところに設置しておくのが良いのか、改めて知っておきたいと感じた。	1
65		「保護者が支払うべき額」について、一般的にどのくらいの金額なのか。	1

66	その他	特になし。	3
69		児童クラブの対象児童の明確は必要であり、設備及び運営についても、条例で基準を定めることが望ましいと思う。また、基準案も明確で良いと思う。	1
70		地域過疎化の中に少人数の子供達を安心して預けられる所があり、保護者はすごく助かっています。	1
71		自由に子供達が過ごせる場所を作る事は難しいと思いますが、他の方や地域の方が親では見れない一面をひきだして頂いたりして成長する事が良いことだと思います。	1
72		設備や運営をするにあたり、これだけのこと細やかな基準案があり、しっかりと実行されているのであれば、利用者はとても安心して利用させてもらえると感じました。	1
73		いいと思います。	1
74		対象児童の基準を記載してほしい。	1
75		私の地域の児童クラブは、今後、団地内での用地確保は困難が予想されるので、学校空き教室の利用について検討する必要があるのではと考える。	1
76		公民館などを児童クラブの施設として利用すれば、小学生も地域の方たちと触れ合う事が出来ると思う。	1
77		書面で基準案を考えるのは安易なところがありますが、これらをどのように実行していくのか、案があるとなお安心感や実効性が見えてくるのではないかと思います。	1
78		今は働く親が多いため、1ヶ所の人数を減らして、事業所を増やしてもらえれば、目も行き届くし、仕事を諦めている方も思いきって働くことができるのではないかと思います。	1
79		夏休み限定のクラブがあればいいと思います。	1
80		行った日だけ払う形にはできないのでしょうか。	1
81		児童クラブも待機のため入れない児童が多いと聞いたので設備を増やしたり、今児童に関する様々な事件もあるので下校後も安心して預けられたりするようにしてたくさん入れられたらいいと思う。	1
82		校区に1つも児童クラブがないというのは何らかの不便をきたしている方もおられると思うので、出来る限り1校区に1つ、クラブがあるとよいと思う。	1
83		建物の建築が難しいようであれば、公民館や体育館、教室の一室を開放するなど対応すればよいと思う。	1
84		長期的な目で見れば、少子化傾向もあるので、むやみに児童クラブを増やすべきではないが、年度により(地域により)かなり人数にバラつきがあると思う。増減の早期予想をし、早め早めに対応していく必要があると思う。	1
85		保育士等の資格を持っていて子育てが済んだ方や退職者などもあるのだから、もっと児童クラブの周知をすべきだと思います。	1
86		児童クラブを始めるに当たり、初期投資に対する助成はあるのか。	1
87		英語教育など、特別なものを施設で行い、それに見合う料金をもらってもよいのか。	1
88		施設を利用する児童のあっせんは、市から、または学校からあるのか。	1
89	保育所と同じように、認可された場合のみ開設できると思うのだが、市への申請の方法等は教えてもらえるのか。	1	
90	よく分からない。	1	
91	児童クラブの組織面の整備について、改革する必要がある。	1	

5 その他

番号	項目	市民からの意見等の概要	件数
1	その他の意見	全体的に、広く意見を求めるにあたり、この資料自体、書き方に問題がある。各事業の共通点をまとめる、今までとの変更点をあげる等もっと分かり易くすべきだと思う。	1
2		市の責任において、子どもの保育に格差を持ち込まず、すべての子どもの発達が保障される支援制度の拡充を求める。	1
3		保育の必要性の認定事由に、子どもの障害等を位置付けて欲しい。	1
4		認可外保育所の今後の経営はどうなるのか。従業員等の今後も考えてほしい。	1
5		待機児童の解消は、認可保育所整備を基本にして欲しい。	1
6		制度が変わっても子どもにとってよりよい保育・幼児教育とは何か。保護者や子どもにとって制度はどうあるべきかを行政は考えていくことが大切だと思う。	1